

## 令和2年4月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和2年4月30日(木) 開会 午後 1時 51分  
閉会 午後 4時 37分

場所 第5委員会室

出席委員 松澤正委員長  
永瀬秀樹副委員長  
渡辺大委員、須賀敬史委員、木下高志委員、齊藤正明委員、  
杉田茂実委員、松坂喜浩委員、山根史子委員、水村篤弘委員、塩野正行委員、  
守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]  
加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、  
中山貴洋産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、  
大熊聡商業・サービス産業支援課長、大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、  
田中健雇用労働課長、檜山志のぶウーマノミクス課長  
[企業局関係]  
高柳三郎公営企業管理者、磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、  
松永和高水道部長、高柳正行総務課長、吉田薫財務課長、  
佐藤和央地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、  
鈴木喜弘主席工事検査員

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第84号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)のうち 産業労働部関係及び企業局関係	原案可決
第85号	令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	原案可決

#### 2 請願

なし

#### その他

新型コロナウイルス感染症対策における埼玉県中小企業・個人事業主支援金の弾力的運用に関する周知徹底及び速やかな支援金の支給を求める決議が行われた。

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

渡辺委員

- 1 制度融資の融資枠を3,600億円から8千億円に拡大した理由を伺う。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応資金の特徴と融資枠を5千億円とした理由を伺う。
- 3 新型コロナウイルス感染症対応資金の融資上限額は3千万円となっているが、3千万円以上の融資を希望する場合はどうするのか。
- 4 経営安定資金と経営あんしん資金の据置期間を3年から5年に延長した理由を伺う。
- 5 中小企業、個人事業主等の各種支援においては、金融機関等の窓口が混雑している、手続きが煩雑だという声を多く聞く。スムーズに利用できる環境確保のための人員増強、手続きの簡素化、電子申請などの取組はこの予算の中に含まれているのか。

金融課長

- 1 国が4月7日に発表した「緊急経済対策」では、地方公共団体の制度融資を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設するとともに、セーフティネット系融資の保証料の減免を行うと打ち出した。そのため、県制度融資に実質無利子・無担保に対応した新たな資金を創設することとし、緊急事態宣言後の休業といった新たな資金需要にも十分対応できるよう、融資枠を拡大したものである。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応資金は、国の緊急経済対策に連動した資金となっており、15%以上の売上高減少要件に該当した場合には、保証料ゼロ、3年間無利子で融資を受けることができる。無利子化に要する費用は国から外郭団体を通じて県に全額国庫補助で入ってくる予定となっている。保証料は、国から全国保証協会連合会を通じて各県の信用保証協会へ直接補助されることになっている。新資金の融資上限額は国の制度に基づき、3千万円、融資期間は10年、据置期間は5年である。

また、5千億円とした理由であるが、リーマン・ショック時の経済対策を参考に計算した。リーマン・ショックの影響は平成20年9月から約2年間に及び、その融資実績のうちセーフティネット系資金の実績は合計5,800億円であった。これを上回る金融支援が必要と考え、創設する資金の令和2年度分融資枠は、リーマン・ショック発生の際の2年間の融資実績とほぼ同様の5千億円を確保し、中小企業の資金繰りに支障が生じないよう努めたところである。
- 3 3千万円を超える部分の融資については、既存の経営安定資金や経営あんしん資金などの利用が可能であるため、これらの資金の活用を促してまいりたい。
- 4 県内中小企業からの具体的な相談や各種団体からの要望、経済団体等との意見交換において、中小企業向け資金繰り支援について返済負担の緩和措置への意見が多く寄せられた。そのため、令和2年度補正予算（第2号）により、経営安定資金及び経営あんしん資金の据置期間を1年から3年にこの4月から延長した。

今回創設する新型コロナウイルス感染症対応資金については、国の定めた枠組みにより据置期間が5年間となっているため、国の新資金と同様に据置期間を5年とした。
- 5 今回の補正予算には含まれていないが、国が金融機関によるワンストップを検討しており、申込先である金融機関が市町村のセーフティネット保証に係る認定を代理申請し、保証協会への保証申込みも行うなど、簡素で効率的な手続きを予定している。また、インターネットや郵送の活用も促しつつ、窓口混雑の緩和を要請していきたい。

## 産業労働政策課長

5 銀行などの窓口が混雑しているとの話もあり、県のホームページを通じて電子申請サイトに入り、添付ファイルも含めて電子申請ができるように制度設計を行っている。電子申請ができない方に向けては郵送も認める。書類は地域機関で入手できるように手配をしていきたいと考えている。

## 須賀委員

飲食事業者を支援する商工団体への助成として、デリバリー等を実施する飲食事業者の支援を更に強化するとのことだが、デリバリー等を実施できない飲食店に対して、デリバリー体制をとれるような支援を行うことを想定しているのか。

## 商業・サービス産業支援課長

この事業においては想定していないが、既存の「地域商業・黒おび商店街応援事業補助金」の内容を大幅に見直し、弾力的に活用できるようにしたところであり、この補助金を活用していただく形で支援していきたいと考えている。

## 木下委員

埼玉県中小企業・個人事業主支援金事業について、4月17日の知事発表を受けて翌日から休業しても20日以上休業という条件に該当しない。感染防止に協力している事業主を支援していこうという気持ちは分かるが、事業が大変分かりづらいものとなっている。県民からの声は届いているか。

## 産業労働政策課長

知事が発表した翌日の4月18日に電話相談窓口を開設した。18日だけで400件を超える電話を受けた。その大半が、1日足りないとか、具体的にどうしたらいいのかといった相談であった。

## 木下委員

そういう声があるならば、もっと分かりやすくできないのか。知事の会見でも、経済団体からの幅広にという声を受けて、困っている中小企業を助けるためにこの制度を作ったのだということだったが、休業を要件とした制度設計の真意が伝わらない。知事が記者会見で緩やかな条件にするとおっしゃったのに、運用を弾力的にするということになっていた。なぜ初めから緩やかで分かりやすい基準にできなかったのか。

## 産業労働政策課長

発表翌日から19日間、発表日前の期間中に1日休業していれば要件は満たすという考え方で制度設計した。いろいろな業態もあり、休みを取っていない方もいるため、柔軟に考えていく。困っている中小企業や個人事業主の支援を行うことが目的だが、売上げの下落などを要件にすると審査に時間がかかってしまう。休業していれば収入は減るだろうという考えの下に外形標準的に休業日数を基準とした。

## 木下委員

期間中7割以上休業という要件はどのような考えで制度設計したのか。真意が伝わらない。

## 産業労働政策課長

多くの方に支給したいとの思いがあり、東京都のように発表日翌日から全て休業している必要があるとはせず、4月8日から5月6日までの29日間の中で7割休んでいけば連続していなくても構わないという緩やかな制度とした。

## 木下委員

東京都の例を都合良く解釈するのではなく、困っている県内中小企業に真摯に向き合っ  
てフォーカスすべきだ。例えば労働基準法でも毎週1日以上の日が必要となっている。  
4週4休。これを前提として中小企業の方が自ら証明するのではなく、休業日数の基礎部  
分として2日間休業したものと認めるとか、緩やかな制度というならばそのような検討は  
できないか。

## 産業労働部長

知事からは幅広く支援したいとの指示があった。東京都は都が要請した施設が休業した  
場合に限定しているが、本県では休業の要請や休業の理由などは問わず、積算で全体の期  
間の7割を休業すれば対象とする。東京都は連続した休業を要件としたが、本県は幅広  
な期間の中から休業日を選べるという比較的緩い形にした。長い期間の中で7割が取れる  
よう、他県より幅広いものとなっていると考えている。

## 木下委員

都合の良いところだけ他都県と比較してこの仕組みの優位性を語るというのはおかしい。  
自治体の理屈ではなく、困っている県民にどのような支援を差し伸べられるのかという視  
点でやらなければならないと思う。一般県民は新聞から見た知識で、申請が大変そうだ、やめよう  
と判断する方が多くいる。しっかりと周知して、弾力的な運用を行うべきだ。(意見)

## 山根委員

- 1 新型コロナウイルス感染症対応資金について、既に融資を受けている企業は借換えす  
ることが可能か。
- 2 保証料率は手続などを行うことなく0%となるのか。
- 3 経営安定資金、経営あんしん資金の据置期間を3年から5年に延長しているが、これ  
までに据置期間マックス3年で融資を受けた人はいるのか。どの程度の割合か。県とし  
て据置期間の延長に向けどのように取り組むのか。
- 4 中小企業・個人事業主支援金事業について、県民からの問合せが私にも多く寄せられ  
ている。どのように休業を証明するのか、これまで寄せられた事例によりQ&Aを更新  
してもらいたい。
- 5 休業の事実を帳簿などで証明するとなれば、後から修正するなど不正を行う方もいる  
のではないかと。どのように対応するのか。
- 6 「埼玉県お持ち帰りグルメ応援サイト」への情報掲載基準は何か。
- 7 住民に身近な市町村独自のページを増やすため、県から市町村に対し、働き掛けやサ  
イトのシェアをしてもらえないか。
- 8 ITが苦手な事業者に対して、掲載等の取りこぼしがないようにしてもらいたいが、  
どのように考えるか。
- 9 お土産やお菓子等の店頭販売をしているような店も厳しい状況にある。お取り寄せ商  
品としてサイトに掲載するなど拡充してほしいがどうか。

- 10 デリバリーやテイクアウト等を実施する飲食事業者の取組を応援するサイトについて、県のSNSや、県の新型コロナウイルス対策関連情報を知らせるラインアットでPRできないか。
- 11 テレワーク導入の奨励金については、取組が評価された企業に対して支給されるもので、これを機にテレワークが進むことを期待している。  
一方、テレワークを実施しやすい業種もあれば、難しいとされる業種もあり、高いハードルでは挑戦しづらい。そこで、どのような評価基準となるのか。また、なぜ件数を100社としたのか伺いたい。

#### 金融課長

- 1 制度融資を含め、信用保証付き融資であれば借り換えることが可能である。
- 2 保証料については国が全国団体を通じて保証協会に補助する。また、利子については、本県では従来から金融機関に直接利子を補給しており、事業者からは徴収しない形を予定している。
- 3 本年3月までは、運転資金については1年、設備資金については2年の据置期間としていたところを4月から3年の据置期間に延長したばかりである。そのため、実際に3年の据置期間とした実績については把握できていない。確かに3年の据置期間をとれなかったという声は伺っており、随時、金融機関や保証協会に柔軟な対応を要請している。新型コロナウイルス感染症対応資金は据置期間5年であり、国からも適切に対応するようとの要請が出ている。県としても柔軟な対応を引き続き要請していく。保証協会からは新資金の創設に伴い、柔軟に対応したいとの話を聞いている。

#### 産業労働政策課長

- 4 Q&Aについて、コールセンターでも多くの質問を受けている。順次分かりやすくホームページに掲載していきたい。休業の事実を証明する書類については、一般向けに告知している貼紙やホームページの写真、売上げがない日については帳簿などを想定している。判断がつかない場合は電話相談窓口にお尋ねいただければそれぞれの方に合った対応をきめ細かくさせていただきます。

#### 商業・サービス産業支援課長

- 6 埼玉県お持ち帰りグルメサイトには商工団体から寄せられた情報を掲載している。
- 7 現在も市町村のサイトとリンクするようにしている。市町村のグルメサイトについても県のグルメサイトの中に市町村特設サイトを設けリンクしている。各市町村に情報提供を行い、取組を促していきたい。
- 8 今回、提案させていただいている補助事業では、IT手段だけでなく、商工団体が実施するチラシ作成や地域へのポスティング、大口消費先への売り込みなどの飲食店支援活動についても補助対象としている。
- 9 サイトの掲載は一般の方々の分かりやすさも踏まえ、基本的にはデリバリー、テイクアウトに力を入れている飲食事業者を中心に考えている。しかし、御指摘のとおり店頭販売店も苦しい状況だと十分認識している。このため、既存の補助金メニューを販売促進の取組に広く使いやすいように改正したので、その活用により支援していきたい。

#### 観光課長

- 10 本県観光をPRするSNS「ちょこたび埼玉」や、県公式スマートフォンアプリ「ま

いたま」において、リンクバナーを貼り応援サイトをPRしている。また、4月28日夜にラインアットで応援サイトへのリンクを貼りPRした。今後も様々な媒体を活用し、飲食事業者が創意工夫しながら行っている取組をより多くの方に知っていただけるよう努めていきたい。

### ウーマノミクス課長

11 委員御指摘のとおり、奨励金は取組を評価した企業に支給するものである。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急にテレワークの導入に取り組んでいただく必要があることから、評価基準、達成目標は可能な限り低くしたいと考えている。参考までに、現在実施している育児・介護を行う従業員等を対象としたテレワーク導入の奨励金は、一人一回でも実施すれば良いこととしており、これをベースに検討していきたい。

また、100社とした理由であるが、4月6日から9日にかけてWEBを利用したアンケート調査を実施したところ、「導入は考えていない」と回答した企業のうち、約7割は「業務内容がテレワークにそぐわない」ことを理由としている。そこで、この奨励金の支給に当たっては、専門家のきめ細かなアドバイスを受けられるようにしている。速やかに確実にテレワークを導入できる企業を支援するため、当面は100社を対象としている。

### 産業労働政策課長

5 税と同じく正しい申請がなされるとの前提で、しっかりと審査し速やかな支給を行いたい。万一、疑義が生じた場合には関係者から聞き取りをして、必要に応じて返還を求めたい。また、虚偽が判明した場合には加算金も求めていく。

### 山根委員

観光客や県民の外出が激減して大打撃を受けている。是非特設ページの新設や既存事業の補助金の拡充など、県としての強力なサポートが目に見える形で実行されていくことを望むものだが見解を伺う。

### 産業労働部長

県内の事業者が大変厳しい状況にあることは認識している。今回も政策パッケージというものであらゆるものを導入して役立てていただこうとやっている。対面は感染リスクがあるため、感染防止をしながら仕事の生業も続けていただきたいと全力で取り組む。

### 塩野委員

1 中小企業・個人事業主支援金事業について、制度設計がとても分かりにくい。知事が幅広く支援したいということで始まった制度だと思うが要件は休業期間だけ。しかし、そもそも飲食店などは休業を求められていない。先ほどから東京都の例が出ているが、東京都は休業したところに協力金を出すという制度であるから休業が条件というのは当然で埼玉県との制度とは違う。休業を求められていない飲食店の中には、来客を期待して店を開け続け、売上げが8割9割減少でも何とか頑張っているところもある。そこが支援の対象にならないことに矛盾を感じる。先ほど売上げ等を基準にした場合に手続きが煩雑になり支給が遅れるとの答弁があったが、県民の声や知事の思いも汲み取った上でより柔軟に対応していただきたいものである。そもそもなぜ休業だけが要件なのか。

- 2 中小企業・個人事業主支援金の申請の開始日と支給の開始日はいつなのか。
- 3 新しい融資はいつから開始するのか。またスピーディな融資実行につなげてほしいが、受付から融資実行まで最短でどの程度かかるのか。

### 産業労働部長

- 1 埼玉県は業種を問わず要請の有無や売上げの多寡を問わず、ただ休業の事実だけを捉え幅広く採れる形にした。千葉県は国の持続化給付金への上乗せ補助を行っているが、これを採用した場合は国の給付金が出た後にならないとできない。我々としては早く支援したいとの思いで制度設計を行った。飲食店などは人が多く集まることなどもあり、休業すれば売上げは当然に落ちるため今回の要件とした。10万円をベースにしている他県と違って20万と多額にして迅速に支援をしていきたい。
- 2 申請の開始日は5月7日を予定し準備している。支給については迅速に対応し、第一号が支給されたらお示しする。

### 金融課長

- 3 本日この補正予算を御議決いただき、国の補正予算が国会で承認されれば、5月1日から運用開始する形で準備している。また、国は金融機関によるワンストップ手続を打ち出しており、金融機関が市町村へのセーフティネット保証の認定申請を代行すること等により、最短で1週間での融資を目安として提示している。ただし、新資金については申込みが殺到することも考えられるため、状況を注視していきたい。

### 塩野委員

- 1 千葉の例まで出していたが持続化給付金の上乗せでは国の後追いになるから遅くなるとの答弁だったが、持続化給付金は明日から審査が始まるわけで追いかけてすぐにやれば遅れは生じないと思う。5月7日からという埼玉県の方がよほど遅いではないか。5月6日を見届ける必要があるのか。もっと早く申請を受け付けられないか。できるだけ早く届けてほしい。
- 2 要請を受けていないから売上げがなくても事業を続けている企業が多い。休業要請があれば休む決意ができるのに、どっちつかずになっている。休業日については多少緩やかにみていただけるということだが、更に柔軟な対応をお願いしたい。

### 産業労働部長

- 1 持続化給付金の申請が始まるのでその可否について認知した後であれば確かに1日で済むという考えもあると思う。ただ申請者側の書類の多さについても考え、簡単に電子申請ができるようにした。一生懸命迅速に、他都県に負けないように取り組んでいく。緊急事態宣言期間に休んだ人を支援していきたいということで、定休日や臨時休業日も含め幅広く採るということで御理解いただきたい。
- 2 スタートの前倒しについては、本日の審査を経て予算の裏付けをとってからだと思っている。対象となる期間を5月6日まで最大限に取らせていただきたいので申請受付開始は5月7日とし、申請された後は早く支給できるようにしたい。

### 塩野委員

可能な限り早く支給するようにしてほしい。(意見)

## 守屋委員

- 1 コロナ関連融資のこれまでの申請と融資の件数・総額は。
- 2 制度融資は事業税の納税要件があるが、消費税は未払いでもよいと聞いているが本当か確認したい。
- 3 中小企業・個人事業主支援金事業について、県独自の取組は大切であるが休業日数7割以上という条件が分かりにくい。デリバリーを導入したが0.5日でカウントすると基準の日数に満たないという声があるが、1日休業にするなど、弾力的な運用でどうにかならないのか。
- 4 個人タクシーや建設関係の一人親方からの相談が多い。中小企業・個人事業主支援金事業の対象となるのか。
- 5 商工団体の相談機能の強化について、今までは、窓口での各申請に市県民税や事業税を完納していることが求められているが、新型コロナウイルス感染症対応に関する申請では、税金を完納していない場合でも対応するということを徹底させていくことが必要であると考えがどうか。
- 6 テレワークの導入に関する相談会を開催していると聞いているが、これまでにどのくらいの相談があったのか。
- 7 県内でテレワークを実施している企業は少ないのではないかと。また、今後どのように拡大していくのか。
- 8 件数の100社は全県で考えると少ないように思われるが、感染者の多い地域などを重点的に支援していくのか。

## 金融課長

- 1 経営安定資金、経営あんしん資金、緊急借換資金について、速報値ではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大した3月1日以降4月20日までの集計では、保証申込が約2,900件、約650億円、保証承諾は約1,970件、約381億円であった。
- 2 消費税の納税は申込要件としては設けていないので、申し込むことは可能である。ただし、金融機関や保証協会の審査においては企業の財務状況が判断され、その一つとして納税状況も加味されると思われるので、個々の案件による。  
また、新型コロナウイルス感染症対応資金では、事業税の納税要件を設けない。

## 産業労働政策課長

- 3 弾力的な運用については四つの基準をお示ししている。ここで線を引かせてほしい。
- 4 個人タクシーや一人親方も個人事業主に該当する方なら対象となる。
- 5 商工団体の相談機能の強化のための予算については、商工団体の窓口に参加コーナーを設置するなどの対策を講じる費用や遠隔操作可能なタブレット導入のための費用等に対し補助するものである。窓口での指導内容については、それぞれの事業の要件に応じた相談・指導が必要であると考えている。

## ウーマノミクス課長

- 6 相談会は3月から実施しており、3月と4月で合計8回開催し48件の相談があった。
- 7 昨年7月に実施した「埼玉県就労実態調査」では、テレワークを実施している企業は大企業で5.3%、中小企業で2.8%となっている。また、新型コロナウイルス感染拡大後の4月6日から9日にかけてWEBを利用したアンケート調査を実施したとこ

ろ、428社から回答があり、そのうちテレワークを実施している企業は97社、22.7%で、テレワークが進んでいるとは言えない状況である。

今後の拡大に向けては、アンケート調査で導入に向けて必要な支援策を聞いたところ、費用の助成という回答もあったが、自社のモデルとなる事例の紹介が最も多く、ICTや人事・労務に関するアドバイザーの派遣という回答もあった。そこで、奨励金と併せて、WEBセミナーをリアルタイムで配信するとともにオンデマンドで6か月配信するほか、中小企業診断士や社会保険労務士のアドバイザー派遣も行い、支援していく。

- 8 先ほどのアンケート調査で、テレワーク導入を検討している企業の割合は、感染者の多い南部や西部で高くなっている。全県が対象ではあるが、これらの地域にはハードルを低くして、手を上げられるような仕組みづくりをしていきたい。

### 水村委員

- 1 中小企業・個人事業主支援金事業について、個人事業主の範囲が分かりにくい。店舗があり連日稼働していれば分かりやすいのだろうが、音楽家で演奏会が中止となった場合や、これまで月に数回教えていたような塾講師などフリーランスは対象となるのか。
- 2 業種別組合応援金事業について、支援対象を、感染防止や事業継続、売上げ向上等の取組としている。知事会見では、キャッシュレス化が具体例としてあったが、事業の仕組みを説明してほしい。

### 産業労働政策課長

- 1 様々な働き方があるが、音楽家など実際に休業しているのを証明することは難しい。個別の件については、具体的な話を聞きながら、電話で相談していただいた方が早い。
- 2 組合等から優れた提案を頂き、採択させていただくことになる。例えば、キャッシュレス化については、現金に触れないことから新型コロナウイルス感染症対策に有効である、というように事業の組立てをしていただきたいと考えている。

### 水村委員

基本的にはフリーランスは対象に含まれているとの理解でよいのか。Q&Aでは店舗が閉店しているイメージの説明がされていて店舗があることが前提のようにも見え、店舗をもたない方の中には諦めてしまう方もいると思われる。フリーランスについての基準についてもホームページに掲載していただけるのか。

### 産業労働政策課長

確かに分かりにくい部分があるので分かりやすい基準をホームページに掲載するよう考えていきたい。

### 松坂委員

- 1 新しい融資では、3千万円まで借換えもできるとのことだが、経営安定資金及び経営あんしん資金について4月以降に3千万円未満で融資を受けた件数を伺う。
- 2 当初3年間無利子とのことだが、保証協会の保証料ゼロについて再度仕組みを確認したい。
- 3 中小企業・個人事業主支援金事業について、7割以上休業とした根拠は何か。
- 4 売上げがなかった日は1日、短縮営業は0.5日休業とみなすということが、20日間という要件の中でどの程度緩和につながると考えているか。

- 5 発表日翌日の4月18日から5月6日までを対象期間とするのが望ましいと思う。その場合7割休業とすると13.5日休業、これが妥当と考えるがどうか。
- 6 個人事業主の業種を問わないとあるが、観光農園は対象となるのか。法人格を持たない組合は対象となるのか。
- 7 事業所は県内にあるが、住所が県外の個人事業主は支給の対象となるのか。
- 8 収束後に県独自の支援制度が必要と考えるがどうか。
- 9 商工団体の相談機能の強化について、各商工団体に50万円を補助し、小規模事業者を支援するための相談窓口の機能を強化するとあるが、実際に相談は多岐にわたり、日々増えていると聞いている。県としてその実情を把握しているのか。  
また、50万円の使途は、各商工団体に任せるということで理解してよいか。

### 金融課長

- 1 4月以降の数値については把握できていないが、参考として、例えば昨年1年間では経営安定資金のうち2千万円以内の融資が57.8%である。また、速報値ではあるが平均融資額は、経営安定資金が2,740万円、経営あんしん資金が1,360万円であることから、おおむね3千万円の範囲に入ると思われる。  
また、例えば、5千万円で融資を受けている事業者については、そのうち3千万円を新資金で借り換えることも可能である。
- 2 保証料は国が全国団体を経由して直接保証協会に補助を行うため、県の予算としては計上していない。

### 産業労働政策課長

- 3 制度設計の段階では東京都の事例しか公表されていなかったため、都の制度を参考にした。東京都は期間全体で捉えると8割休業となる。本県は発表日が後ろにずれたため、7割とした。
- 4 働き方は多種多様であり定休日の捉え方など、一概に何日分の緩和につながるとは言えない。御容赦いただきたい。
- 5 20日として制度設計しており、弾力的な運用の中でやらせていただきたい。
- 6 個人事業主の分類について、観光農園は対象となる。法人格のない組合は対象とならない。
- 7 埼玉に事業所があり、税の申告で埼玉県内に事業所があれば対象となる。
- 8 財源は国の交付金となる。知事も国に交付金の拡充を求めており、収束後の新たな支援制度はそれらが明らかになれば考えたい。
- 9 各商工団体の窓口はひっ迫した状況であると認識している。新型コロナウイルスに関する商工団体への相談件数は、統計を取りはじめた1月27日から4月15日までで3,237件であった。このうち、4月1日から4月15日までは1,743件と、短い期間で多くの相談があった。この件数には電話による簡易な相談は含まれておらず、電話等の相談も含めると肌感覚で、通常より2倍から3倍多くなっていると聞いている。  
また、50万円の補助金の使途については、それぞれの商工団体で必要な部分に活用していただきたい。

### 松坂委員

- 1 保証協会の保証料は国からの補助との答弁だったが、県や金融機関の負担はないということか。国の補助の仕組みについて確認したい。

- 2 先ほど13. 5日という考え方を提案したが、多様な事業者があり県の柔軟な対応が求められる中で、困っている事業者を救うということに着眼点を置いて取り組んでほしいかがか。
- 3 国の制度ではなく、埼玉県としての独自の取組ができないか。
- 4 観光農園も対象になるとのことだが、対象とならない法人格を持たない組合については個人での申請は可能なのか。

#### 金融課長

- 1 一般的には国庫であるが、経営安定資金、経営あんしん資金の据置期間の延長や、経営あんしん資金の融資枠拡大については県が負担している。また、新しい資金の一部では、返済ができなくなった場合に金融機関が20%を負担する。県は損失補償を付けているので、保証協会が代位弁済を行った場合には、一定の負担を行うこととなる。

#### 産業労働政策課長

- 2 弾力的という部分については、20日という枠の中で休業として取り扱う4つの基準を弾力的に使いながら事業者に寄り添った対応をしていく。
- 3 予算的に県単では難しいが、国の財源を見ながら制度設計をしていく。県単で何ができるかは常に考えながら、国の補助制度の活用もできるように考えていきたい。
- 4 個人の方など具体的な話については電話で直接問合せいただきたい。

#### 杉田委員

- 1 融資制度についての守屋委員への答弁で、保証申込が2,900件、保証承諾が1,970件とのことだった。平時ではない今の状況下にしては承諾率が低いのではないか。
- 2 金額、据置期間ともに満額回答の件数、条件付き回答件数、却下された件数、却下された申請の融資希望総額を伺う。
- 3 事業者と貸方との間に大きな温度差があると思うが、県として状況を把握しているのか。融資が受けられない場合に、金融機関が拒否しているのと保証協会が拒否しているのでは、どちらが多いのか。

#### 金融課長

- 1 申込みが非常に多くなっていることが影響しているが、県としては更なる迅速化について要請している。
- 2 お尋ねの内容については、把握できていない。また、「条件付き承諾」というものはないと認識している。参考として平成30年度の取消率、これには自主的な取下げも含むが、8.2%程度である。
- 3 県としてどちらがどのくらいの割合か、ということは把握できていないが、あらゆる機会を通じて柔軟な対応を要請している。国からも迅速かつ適切な対応について要請が出ている。

#### 杉田委員

現状では把握していないとのことだが、時期をみて数値を取ることはできるのか。

#### 金融課長

どういったものをお示しできるかは分からないが、協会と相談の上、落ち着いた頃にな

れば検証をしていきたい。その上で、お示しできるものは、委員の皆様にもお示ししたい。

#### **杉田委員**

平時の状況と比較したいため、落ち着いたら、先ほど質問した件数の最近の状況と過去3年間の状況について資料を提出してほしい。委員会として資料要求したいがよいか。

#### **齊藤委員**

大変な時期だが職員も頑張してほしい。県内事業者からは切実な声が上がっている。最後に確認するが、木下委員から質問があった休業日について、更なる検討ができないか。

#### **産業労働部長**

これまでにない120億円弱の予算を執行するに当たり、いろいろと配慮しなければならない点が多いと考えている。休業日数は唯一のポイントであり、非常に重要である。客観性や公平性などを踏まえて、これまで知事を含めて議論して4項目を定めた。これでお願ひしたいところではあるが、委員からの御指摘について少し内部で議論したい。

---

### **【付託議案に対する質疑（企業局関係）】**

#### **渡辺委員**

一般会計への100億円の貸し付けについて、経緯と地域整備事業会計への影響について伺う。

#### **財務課長**

経緯については、県では新型コロナウイルスのまん延防止や医療提供体制整備、県内経済の回復・活性化などの財源に充てるため、基金を設置することとし上程しているところである。

企画財政部から企業局に対して基金の積立てについて協力の要請があり、これを受けて、企業局内での検討、更には貸付金額等について、企画財政部との協議を進めた。

その結果、企業局としては、現在進めている産業団地整備に影響がでない100億円を地域整備事業会計から一般会計に貸し付けることとして、今回の補正予算案を上程したものである。

次に、地域整備事業会計への影響については、一般会計に100億円を貸し付けた際の資金繰りを試算したところ、現時点では地域整備事業会計への影響はないと考えている。

仮に、整備中の産業団地の分譲が予定どおり進まなくても、現在事業化している産業団地整備に必要な資金は確保できると考えている。

#### **守屋委員**

リーマン・ショックの時よりも中小企業の倒産、廃業など経営状況の悪化が見込まれる中、更に一般会計に貸し付けることは可能なのか。

#### **財務課長**

産業団地整備事業は、事業開始から分譲地の引渡しまでおおむね3年以上必要となる。その期間の収支を見ると、まず支出については用地買収や造成工事など事業の初年度から多額の支出が発生する。一方、収入については、造成が完了して、引き渡した後に入ってくる構造なので、収支にタイムラグがある状況となっている。

このため、産業団地の整備に当たっては、一定の資金を確保しながら進めていく必要があり、このような特性を踏まえ資金繰りの試算をした結果、現在進めている産業団地整備への影響がない100億円を貸し付けることとしたところなので、御理解いただきたい。

### 守屋委員

県として中小企業を応援していくという形で一般会計に繰り出していくということをしてほしい。リーマン・ショックの時は2年間で150億出しているということから考えれば出せるのではないかと思う。企業局もみんな含めて考えてほしい。(要望)

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【「新型コロナウイルス感染症対策における埼玉県中小企業・個人事業主支援金の支給対象の弾力的運用に関する周知徹底及び速やかな支援金の支給を求める決議（案）」を本委員会として行う動議についての説明】

#### 木下委員

ただ今配付した案文の朗読をもって、説明に代える。

令和2年4月7日の国の緊急事態宣言を受け、県は県民に対し、不要不急の外出自粛を要請するとともに、事業者に対して、多数の者が参加するイベントの開催を控える等の協力を要請した。

さらに、県は、4月13日から映画館やスポーツクラブ、パチンコ店などに休業を要請するとともに、同月17日からは飲食店に対して、酒類の提供を午後7時までとするよう要請した。

大野元裕知事は、4月13日に国に休業補償を求め、追って4月17日の記者会見で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の期間中、4月8日から5月6日までに、7割以上休業する中小企業に最大30万円の本県独自の支援金を支給すると発表した。

しかしながら、中小企業・個人事業主の中には、4月17日の知事記者会見を受けて、会見翌日から直ちに休業を実施したとしても19日間にしか達せず、4月8日から5月6日までの29日間の7割の20日間に及ばないと判断して、休業を行わなかった者もいる。

県は、休業については証明も含め弾力的に取り扱う旨の方針を示しているが、当該弾力的取扱いに関して、支給対象となる中小企業・個人事業主に対しては趣旨が十分に伝わっていない。

当該制度は、新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主が迅速かつ確実に利用できることが求められている。

よって、本県議会は、緊急事態宣言の影響を受けた県内の中小企業・個人事業主の経営を緊急に支援するため、県において、下記の措置を講ずるよう強く求める。1、埼玉県中小企業・個人事業主支援金の支給要件については、知事が支援金の考えを表明した4月17日以前の休業の捉え方を事業者の実態に合わせ更に弾力的に運用するとともにその周知徹底を図ること。2、支援金の支給については、速やかに行うこと。

以上、決議する。

【「新型コロナウイルス感染症対策における埼玉県中小企業・個人事業主支援金の支給対象の弾力的運用に関する周知徹底及び速やかな支援金の支給を求める決議（案）」に対する質疑】

なし

---

【「新型コロナウイルス感染症対策における埼玉県中小企業・個人事業主支援金の支給対象の弾力的運用に関する周知徹底及び速やかな支援金の支給を求める決議（案）」に対する討論】

なし